

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和 7 年  
10 月 17 日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなければならない区域の指定の解除（環境政策課）……………一

保安林予定森林（森林整備課）……………一

保安林の指定（下関市）（森林整備課）……………二

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要  
な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正（会計課）……………二

### ○公告

令和七年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………二

一般競争入札の実施（デジタル・ガバメント推進課）……………四

### ○企業管理公告

一般競争入札の実施……………六



## 山口県告示第三百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有  
害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第八十三号）により指定さ  
れた区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十月十七日

一 解除に係る形質変更時要届出区域

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県告示第三百三十六号

- 山口市大内水上一丁目一四一〇の一の一部及び一四一九の一部
- 二 特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保  
安林を次のように指定する予定である。

令和七年十月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 保安林予定森林の所在場所

下関市菊川町大字貴飯字切キジ四九、一〇二七七の二、一〇二七七の四、一〇七六  
五の二、字岩ヶ淵七三の一、字歌野一〇二七八の一、一〇七八一、字岩ヶ淵一〇二七  
九の二、一〇二八〇、一〇二八一の一、字水神山一〇二八八の一

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### （一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関  
市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

### 一 保安林予定森林の所在場所

光市大字室積村字上溝町六四三四の一、六四三五・六四三六の七（以上二筆につい  
て次の図に示す部分に限る。）、字溝町一二〇六五の一、一二〇六六、字鮎返一二〇

七四、一二〇七九、一二〇八〇、一二〇八二、字庄出一二七四八、大字塩田字楠一一五三九、一一五四一、一一五四二の一、一一五四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

光市大字室積村字上溝町六四三四の一（次の図に示す部分に限る。）  
六四三  
五、六四三六の七、字溝町一二〇六五の一・一二〇六六・字鮎返一二〇七四・一  
二〇八〇・一二〇八二・大字塩田字楠一一五三九・一一五四一・一一五四二の  
一・一一五四五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保  
安林を次のように指定する。

令和七年十月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字南六四九四、六四九七、字金切一二七二二、一一七二三の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関  
市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三十八号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必  
要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第五十一  
号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

二中「共通基盤構築及び運用管理業務」の下に「、健康管理システム開発及び運用保  
守業務」を、「漁業調査船かいせいの定期検査業務」の下に「、山口県土木防災情報シ  
ステム再構築業務」を加える。



(二〇二) 令和七年度山口県補正予算の要領の公表

令和七年九月山口県議会定例会で議決された令和七年度山口県補正予算の要領は、次  
のとおりです。

令和七年十月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和七年度山口県一般会計補正予算（第2号）

令和七年度山口県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,184,374千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ745,175,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入 (単位 千円)

7分担金及び負担金 項 補 正 額 補正前の額 計  
6,945 3,532,540 3,539,485

9国庫支出金 1分 担 金 120 229,245 229,365  
2 負 担 金 6,825 3,303,295 3,310,120  
1国庫負担金 1,234,273 87,081,059 88,315,332  
2国庫補助金 1,074,653 34,226,626 35,301,279  
159,620 49,940,563 50,100,183  
5,340 32,771,601 32,776,941  
5,340 28,026,751 28,032,091

12繰 入 金 2基金繰入金 690,816 13,120 703,936  
13繰 越 金 1繰 越 金 690,816 13,120 703,936

14諸 収 入 6雑 入 3,000 87,487,232 87,490,232  
3,000 3,078,449 3,081,449  
2,244,000 45,859,000 48,103,000  
2,244,000 45,859,000 48,103,000  
4,184,374 740,990,781 745,175,155

15県 債 1県 債 2,244,000 45,859,000 48,103,000  
4,184,374 740,990,781 745,175,155

歳 入 合 計 4,184,374 740,990,781 745,175,155

歳 出 項 補 正 額 補正前の額 計  
11,794 47,337,705 47,349,499  
11,794 13,565,566 13,577,360  
172,680 107,788,228 107,960,908

2総 務 費 2企画調整費  
3民 生 費

1社会福祉費 57,000 79,337,800 79,394,800  
8災害救助費 115,680 2,647 118,327  
121,300 35,448,219 35,569,519  
1農業費 121,300 10,405,911 10,527,211  
2,058,600 70,669,207 72,727,807  
2道路橋りょう費 322,600 32,140,933 32,463,533  
3河川海岸費 1,736,000 16,427,293 18,163,293  
1,820,000 6,412,039 8,232,039  
2土木施設災害復旧費 1,820,000 4,538,385 6,358,385  
4,184,374 740,990,781 745,175,155  
第2表 繰越明許費 (単位 千円)

| 款      | 項                      | 事         | 項 | 金 額     |
|--------|------------------------|-----------|---|---------|
| 8土 木 費 | 2道路橋りょう費<br>3河 川 海 岸 費 | 道路改良費     |   | 120,000 |
|        |                        | 通常砂防事業費   |   | 33,000  |
|        |                        | 地すべり対策事業費 |   | 14,000  |
|        |                        | 海岸防災事業費   |   | 54,000  |
| 合      | 5都 市 計 画 費             | 都市公園整備事業費 |   | 108,800 |
|        |                        | 計         |   | 329,800 |

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

| 事 項                      | 期 間             | 限 度                                                 | 額 |
|--------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------|---|
| / 母子父子寡婦福祉資金に対する利子補給     | 令和7年度から         | (1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。             |   |
|                          | 令和5年度まで         | (2) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。         |   |
| 2 災害援護資金に係る市町に対する利子補給補助金 | 令和7年度から令和17年度まで | (1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。         |   |
|                          |                 | (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 |   |

|                               |                 |                                                                                                       |
|-------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 畜産特別支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金 | 令和7年度から令和22年度まで | (1) 令和7年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。<br>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 |
|-------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 事 項            | 2 変 更                                                             |                                                                     |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                | 補 正                                                               | 前 後                                                                 |
| 期 間            | 補 正                                                               | 前 後                                                                 |
|                | 期 間                                                               | 期 間                                                                 |
| 生活福祉資金に対する利子補給 | 令和7年度から令和15年度まで                                                   | 令和7年度から令和15年度まで                                                     |
|                | (1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。<br>(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。 | (1) 令和7年度の利子補給の対象とする融資の総額は、100,000千円とする。<br>(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする。 |

第4表 地方債補正 1 追 加 (単位 千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額  | 起債の方法      | 利 率                                                    | 償 還 の 方 法                                          |
|-----------|--------|------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 災害援護資金貸付金 | 66,000 | 証書借入又は証券発行 | 年8.0%以内ただし利率見直し方式で借り入れる資金利率の見直しを行って直後において当該見直し後の利率による。 | 元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものでは、借入先と協議して定める条件による。 |
| 計         | 66,000 |            |                                                        |                                                    |

| 起 債 の 目 的                 | 2 変 更                          |                                |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                           | 補 正                            | 前 後                            |
| 限 度 額                     | 補 正                            | 前 後                            |
|                           | 期 間                            | 期 間                            |
| 単独河川改修事業<br>自然災害防止事業 (河川) | 1,278,000<br>証書借入又は証券発行方式で借り入れ | 1,640,000<br>証書借入又は証券発行方式で借り入れ |
|                           | 140,000<br>証書借入又は証券発行方式で借り入れ   | 1,035,000<br>証書借入又は証券発行方式で借り入れ |

|               |           |                                 |           |                                 |
|---------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 堤堰修繕事業        | 106,000   | 資金に特別のものはない、協利率の見直しは、当該見の利率による。 | 275,000   | 資金に特別のものはない、協利率の見直しは、当該見の利率による。 |
| 単独砂防改良事業      | 58,000    | 利率の見直しは、当該見の利率による。              | 78,000    | 利率の見直しは、当該見の利率による。              |
| 自然災害防止事業 (砂防) | 368,000   | 利率の見直しは、当該見の利率による。              | 456,000   | 利率の見直しは、当該見の利率による。              |
| 土木現年補助災害復旧事業  | 1,094,000 | 利率の見直しは、当該見の利率による。              | 1,708,000 | 利率の見直しは、当該見の利率による。              |
| 土木現年単独災害復旧事業  | 70,000    | 利率の見直しは、当該見の利率による。              | 120,000   | 利率の見直しは、当該見の利率による。              |
| 計             | 3,134,000 |                                 | 5,312,000 |                                 |

(二〇二二) 一般競争入札の実施  
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年十月十七日

山口県知事 村岡 副 政

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる業務の委託業務の名称及び数量
  - 健康管理システム開発及び運用保守業務 一式
- 二 業務の内容
- 三 入札説明書及び仕様書による。
- 四 履行期間
- 令和八年三月一日から令和十五年二月二十八日までの間
- 五 履行場所
- 六 契約担当者が指定する場所
- 七 入札参加資格
- 八 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第五十一号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特 A の等級に格付されている者であること。

(四) 令和七年十月十七日から同年十二月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成二十七年十月十七日から令和七年十月十七日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同様の内容を有する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
令和七年十月十七日午前九時から同年十一月十日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「健康管理システム開発及び運用保守業務総合評価一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札の方法  
この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和七年十二月一日午後五時（入札書を持参する場合は、令和七年十二月二日午後二時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部一号会議室

(二) 日時

令和七年十二月二日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一) 及び (二) に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

入札書に記載された金額について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 技術的能力に関する提案の評価

提案書に記載された業務実施方法、業務実施体制、技術提案等に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び技術的能力評価（技術的能力に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 二百五十点

(2) 技術的能力評価 七百五十点

4 適否判定

入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、入札説明書で定める

とおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い総合評価点（価格評価及び技術的能力評価に係る合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としな

(二) 落札となるべき最も高い総合評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、技術的能力評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、技術的能力評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和七年十一月十日午後五時までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和七年十一月十四日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 一に掲げる業務と同様の内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年十一月十日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話〇八三一九三三―一三二九）に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital

- Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Development, operation and maintenance of health management system
- (3) Performance period: From the date of the agreement to February 28, 2033
- (4) Place of performance: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-1329)
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. December 1, 2025 (If brought in person: 2:00 P.M. December 2, 2025)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年十月十七日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

三千七百三十五万四千九百二十キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

西部利水事務所ほか十六箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和七年十月十七日から同年十二月五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局電気工水課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和七年十月十七日から同年十一月十三日までの午前九時から午後五時までの間、山口県企業局電気工水課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県企業局電気工水課

(三) 受領期限

令和七年十二月四日午後五時

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

令和七年十二月五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和七年十一月十三日午後五時までに、山口県企業局電気工水課に持参又は郵送により提出すること。なお、

その確認結果を記載した書面を令和七年十一月十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、令和七年十月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県企業局電気工水課（電話〇八三―九三三―四〇三〇）に問い合わせる。）。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Industrial Water and Electricity Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: 37,354,902kWh of electricity (as shown in the specification)
- (3) Deadline for delivery: From April 1, 2026 to March 31, 2029
- (4) Delivery place: Western Industrial Water and Electric Office and 16 other places
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Industrial Water and Electricity Division, Public Enterprise Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4030)
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. December 4, 2025